

「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議
設置要綱等を廃止する要綱

「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議設置要綱（令和6年7月23日制定）及び「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議ワーキンググループ設置要綱（令和6年7月23日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。